

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年7月2日

経理責任者

独立行政法人 国立病院機構 久里浜医療センター
院長 樋口 進

1. 競争に付する事項

(1) 役務の内容及び規格

遠隔画像診断支援業務委託契約一式
仕様内容は別紙のとおり

(2) 契約期間

自 令和3年9月1日
至 令和4年8月31日

(3) 履行場所 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター

(4) 入札方法

一般競争入札とし、入札金額については、本体価格のほか、仕様書に記載の履行に要する一切の諸経費を含め見積ること。

交渉権決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって第一交渉権者とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

2. 競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項に掲げる者及び、独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条各号に掲げる者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

- ② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。

一 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合をした者。

三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。

四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。

五 正当な理由なく契約を履行しなかった者。

六 契約により、契約の後に代価を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。

七 前号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

八 前各号に類する行為を行なった者。

③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者。

(2) 令和3年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」A、B、C又はD等級の登録に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、登録資格の停止を受けている期間は参加できない。

(3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(4) 契約事務取扱細則第4条の規定に基づき、競争参加資格を有する者。

(5) 当該業務委託に関する当院と同規模以上の医療機関への納入実績が5施設以上あることを示す書類を提出できること。

(6) 放射線診断専門医の登録を100名以上有していることを示す書類を提出できること。

(7) プライバシーマークまたはISMSの認証を取得している書類を提出できること。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

〒239-0841

神奈川県横須賀市野比5-3-1

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター企画課契約係長

電話 046-848-1550 内線 476

(2) 入札書の受領期限 令和3年7月19日(月) 17時00分

(3) 開札日時・場所 令和3年7月20日(火) 13時30分

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター
研修棟 研修室1

4. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者及び入札説明書に記載され入札に関する件に違反した入札は無効とする。

(3) 交渉権者の決定方法

契約事務取扱細則 2 1 条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から 10 日以内に契約締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

(4) 契約書の作成要否

作成を要する。

(5) 契約に関する苦情の受付期間及び照会先

本契約に関する苦情については、その原因となる行為の発生から 5 日以内とする。また、受付期間内であっても、参加者その他直接利害の有する者以外による苦情は受け付けない。

(照会先)

3 (1) 入札説明書及び仕様書を交付する場所と同様
なお、照会内容は本公告に係る事項のみとします。

(6) その他詳細は入札説明書及び仕様書による。